

[教育職員免許状の取得]

既に中学校教諭1種(1級普通)免許状・高等学校教諭1種(2級普通)免許状を取得している者又は所要資格を有している者、上級免許状への切り替えを希望する者で、本大学院の博士課程前期課程において、基礎資格を得るとともに、教育職員免許法及び同法施

行規則に定める所要の単位を修得した者は、次の中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を得ることができます。

研究科	専攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
文学研究科	英語英文学専攻	英語	英語
	ヨーロッパ文化史専攻	宗教・社会	宗教・地理歴史
	アジア文化史専攻	社会	地理歴史
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	社会	公民・商業
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
工学研究科	機械工学専攻	—————	工業
	電気工学専攻	—————	工業
	電子工学専攻	—————	工業
	環境建設工学専攻	—————	工業
人間情報学研究科	人間情報学専攻	社会・数学	公民・数学・情報

[学生支援]

●ティーチング・アシスタント(T・A)制度について

本大学院は、大学院生諸君に“将来教員・研究者になるためのトレーニング機会の提供”及び“経済的支援(奨学)”を目的として「ティーチング・アシスタント(T・A)」制度を設けています。

T・Aは、授業担当教員の指示に従い、授業等の補助を行うことを職務とし、次の業務を行います。

【博士課程後期課程の学生】

- ◎博士課程前期課程・修士課程又は学部の実験・実習、コンピュータ演習(実習)
- ◎博士課程前期課程・修士課程又は学部の授業に関わる教育的補助業務

【博士課程前期課程・修士課程の学生】

- ◎学部の実験・実習、コンピュータ演習(実習)
- ◎学部の授業に関わる教育的補助業務

●長期履修制度

職業を有する方や、大学卒業後3年以上を経過している方(定年退職者を含む)、または育児や介護などで研究時間の制約を受ける方などを対象に、入学時の就業環境に応じて在学年限の範囲内(博士課程前期4年、博士課程後期6年)で、指導教授と相談のうえ、1年単位で長期履修期間を定めることができる制度です。

在籍期間が長期化しても授業料の総額はそれぞれ必要とされる在籍期間(博士課程前期2年、博士課程後期3年)の授業料となり、履修期間に応じて、授業料を分割払いするメリットがあります。

◎どんな場合に申請できるのか

典型的には、仕事の都合や家庭の事情などで、十分な学修・研究時間がとれない場合です。また、出身学部が専攻分野とは系統がまったく異なるため、基礎的な知識が不足している場合も認められる可能性があります。

●特別聴講学生制度

この制度は、各大学間の学術的提携、交流を促進するために設けられ、大学院学生が研究上の必要から自己の属する大学院以外の大学院授業の履修を希望するとき、大学院間の協定により所属大学院より相手大学院に委託される制度です。

現在、本大学院で上記制度を実施している研究科、専攻、相手校は次のとおりです。

- ◎文学研究科 英語英文学専攻………青山学院大学、法政大学、上智大学、明治大学、明治学院大学、日本女子大学、東京女子大学、立教大学、聖心女子大学、東洋大学、津田塾大学
- ◎法学研究科 法律学専攻………北海学園大学特別聴講学生として修得した単位は、10単位を越えない範囲で修了の単位とすることができます。

●各種補助制度

- ◎研究科・専攻活動補助……各研究科・専攻単位での活動への補助(スポーツ大会など)
- ◎機関誌発行補助………会報、ゼミナールなどの発行補助

- ◎ゼミナール合宿補助……ゼミナールなどの合宿研修補助
- ◎学会参加補助……国内外で開催される学会への参加(発表・出席)補助
- ◎調査・研究、資料収集活動補助……専攻分野の調査・研究、資料収集活動のための補助